公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第７０号
兵庫県川西市けやき坂４丁目23番地の９
債務者　宇土　直之
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　歓子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第４３５号
奈良県桜井市大字慈恩寺954番地の１
債務者　出口　直弘
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小椋　和彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１３号
熊本県八代市西片町2281番地１
債務者　松田　桂子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮川　輝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第２０号
山口県岩国市川口町２丁目４番１―108号
債務者　山本　信一
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　亮平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第９５号
北海道旭川市豊岡15条６丁目７番４号　ソシアⅡ　B　111号
債務者　中田　　学
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　直久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月２日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７６号
堺市中区深井中町1200番地２　田端マンション101号
債務者　大月　忠昭
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
愛知県豊橋市花田町字中ノ坪111番地１　103
債務者　水野友佳子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　実穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月11日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３３号
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目７番４号　浜口文化203号、申立時の住所兵庫県尼崎市大庄北３丁目12番９号
債務者　上山満里子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾藤　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５９号
埼玉県上尾市中妻２丁目11番地１
債務者　細野　勝夫
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　茂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月14日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１６０号
埼玉県上尾市中妻２丁目11番地１
債務者　細野ひろみ
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　茂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月14日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１８９２号
横浜市鶴見区生麦４丁目13番11―701号
債務者　木下　博之
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月１日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０５号
さいたま市北区日進町３丁目110番地１　第25大宮ハイツ102号
債務者　樋口　宗孝
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　　壯
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１７号
横浜市南区永田山王台34番３号　永広ハイツ201
債務者　金澤　孝政
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　正穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８号
佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外692番地２
債務者　森永鮮魚こと　森永　良克
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永尾　竹則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３７号
愛知県春日井市高森台７丁目１番地１　県営東高森台住宅305号棟501号室
債務者　村山慎一郎
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　康雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１１号
名古屋市名東区上社１丁目121番地　ローヤル山峰302号
債務者　長谷　昌治
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　拓哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部